

「東京証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について（案）」に関するパブリック・コメントに対する回答

ご意見	当社の回答
<p>・ 上場廃止基準について、基準値が高い方の東証基準を適用することについて反対意見を唱えるとともに、現状すでに東証基準であれば抵触する大証単独上場会社がわずかにでも存在するにもかかわらず、基準として採用することの根拠をご説明いただきたいです。今回の取引市場統合の目的はアジア最強の取引所の実現であり、当初、上場企業が得られるメリットをブランド価値の上昇とより充実したコーポレートサービスの享受とうたっておられました。統合シナジー効果の実現により、流動性の分散の改善や重複上場会社の負担軽減をあげられています。大証単独上場会社に対する配慮に欠けていると思います。今回の統合の目的を達成するためにはより多くの上場企業が市場取引を生み出す原動力となるべきであるにもかかわらず、基準の厳格化で排除される企業を生み出しており、このことは大証において時価総額の基準緩和措置を毎年更新しているようなここ数年の状況とリンクしていません。取引所は企業の自己資金調達を可能にし、経営の活路を開くための支援をする重要な機関であり、その使命は一民間企業として利益を確保することと同時に日本経済を活性化させることにあると信じております。大証は歴史が長く、東証や地方の証券取引所がある中で大証のみを選択し上場していた会社にはそれぞれの選択理由があり、大証の基準自体が長年変わらずその状況で経営していたのですから、取引所サイドの経営理由で市場を統合するのであれば、大証の基準にあわせる、あるいは今後の新規上場会社にのみ東証基準を適用する、数年にわ</p>	<p>※ 上場廃止基準をより水準の高い東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の基準に統合する趣旨は、投資家が期待する東証上場会社としての上場適格性を維持していただくためであり、過去の大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）と京都証券取引所との市場統合時においても、また、東証と広島証券取引所（以下「広証」といいます。）・新潟証券取引所（以下「新証」といいます。）の市場統合時においても同様に、水準の高い取引所の基準に統合しています。</p> <p>※ これを踏まえて、3年の激変緩和措置を設けることとしておりますが、これは、東証と広証・新証との市場統合の際と同様の期間であり、過去の市場統合の際よりも対象となる銘柄数は多くなる一方、両取引所の基準差が少ないことを考慮したものです。</p>

ご意見	当社の回答
<p>たる段階的な基準の切上とする等の大証単独上場会社の移行を考慮した基準を別途設けるべきではないでしょうか。今回の基準の変更は、例えば株主数であれば250人の増加、時価総額であれば倍額の5億円の増加になります。この増加は3年の猶予期間の中で解消するにはあまりにも大きな変化であり、3年というのは既存会社への配慮にはならない年数だと思います。この点を過去の統合事例とのバランスで考えるのであれば、大証の存在が地方の取引所であるにもかかわらず多くの企業が東証と重複上場するほどの規模と重要性のある市場であることを考慮すると、他の事例とは比べられないものだと考えます。もちろん企業はただ現状に甘んじているだけでなく、常に向上心をもって企業規模の拡大を行っていかねばならないことは承知しています。しかしながら、すでに大証で長年資金を集めて経営している企業が、今回の事態をうけて上場廃止基準に抵触する場合あるいはその可能性がある場合、企業の意図するところ以外の外的要因で、上場を維持する場合だけでなく廃止する場合にしてもその対策の費用が発生し、多大な負担を一時に強いられることとなります。このような事態の発生もその対象が少数であるならば、一民間企業の国際的発展のためには議論するに足りないことになるのでしょうか。お考えをご説明願います。【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大証単独上場銘柄については、統合日から3年を経過するまでの間、大証の現行基準を適用する旨が経過措置として定められていますが、3年という期間が短すぎると考えます。 <p>株主数や流通株式数、時価総額といった項目については、短期間で対策を講じることが難しいものですが、これらの理由により、健全</p>	

ご意見	当社の回答
<p>な経営を行っている企業が上場廃止になれば、最終的に大きな不利益を被るのは既存の株主です。このような状況は証券市場においても、ひいては国民経済にとってもマイナス要因であり、絶対に避けるべきであります。</p> <p>したがって、経過措置の期間を見直すべきであると考えます。【法人】</p>	
<p>・ 当社は本社を香川県高松市に置き、四国地方、中国地方、九州地方及び兵庫県の関西以西を主要な事業エリアとしていることから、適時開示、様々な事前相談、セミナー及び説明会等が、大阪にて行えることが非常に利便性が高く、また、緊急時の対応につきましても時間的な制約を少なくすることが可能となっております。よって、市場統合後、また、経過期間後におきましても、上記の事前相談等のご対応を、大阪にて、現状と変わらない体制にて実施いただきますことを希望しております。【法人】</p>	<p>※ 制度改正等に係る説明会や各種のセミナーは、今後も引き続き大阪で開催する予定です。</p> <p>※ 今般の市場統合においては、多数の関西地域の上場会社の皆様はその対象となりますので、ご心配をお掛けしないよう、当面、ご指摘の適時開示の事前相談等の窓口業務を大阪において行っている予定ですのでご安心ください。</p> <p>※ なお、東証では上場会社が行う記者会見の場所については何ら制限を設けておりませんので、引き続き大阪証券記者クラブをご利用いただくことで結構です。</p>

以 上